



空家等利活用事例集

平成28年7月

岐阜県空家等対策協議会

空家等利活用事例集 目次

1 はじめに	1
2 利活用事例	
(1) 市町村が実施主体の事例	
事例 1 高山市 (旧森邸整備事業)	2
事例 2 高山市 (よって館しもちょう整備事業)	4
事例 3 中津川市 (なかつがわ体験住宅推進事業)	6
事例 4 美濃市 (美濃市らしいすまいづくり推進事業)	8
事例 5 瑞浪市 (大湫宿保存活用事業－森川訓行邸－)	10
事例 6 瑞浪市 (大湫宿保存活用事業－森川善章邸－)	12
事例 7 飛騨市 (種蔵地区体験型宿泊施設)	14
事例 8 郡上市 (八幡市街地空き家利活用推進事業)	16
事例 9 郡上市 (空き家活用実証実験事業)	18
事例 10 郡上市 (テレワークのまち郡上推進事業)	20
事例 11 東白川村 (トライアル住宅設置事業)	22
事例 12 白川村 (移住交流促進事業)	23
事例 13 白川村 (移住交流促進事業)	25
事例 14 白川村 (地域交流拠点施設整備事業－旧藤坂家－)	26
事例 15 白川村 (地域交流拠点施設整備事業－旧花植家－)	28
(2) 民間団体等が実施主体の事例	
事例 16 大垣で楽しむ会(街中の空き家を再生して大垣を活性化するプロジェクト)	30
事例 17 NPO美濃のすまいづくり／美濃市 (移住定住・交流促進事業)	32
事例 18 岐阜県住宅供給公社／瑞穂市 (別府住宅整備事業)	33
事例 19 株式会社テンダー／下呂市 (サービス付き高齢者向け住宅整備事業)	35
事例 20 (一社) 移住・住みかえ支援機構／東京都 (マイホーム借上げ制度)	37
(3) 各市町村が移住・定住施策等として、空き家等の取得やリフォーム費用等の支援事業を実施している事例	
事例 21 中津川市 (ふるさとお帰り支援事業)	38
事例 22 美濃市 (空き家を活用した移住定住促進事業)	39
事例 23 恵那市 (空き家改修補助金制度)	40
事例 24 土岐市 (土岐市空き家リフォーム補助金)	40
事例 25 山県市 (ぎふ山県市田舎暮らし空家活用支援事業)	41
事例 26 本巣市 (本巣市移住定住補助金)	42
事例 27 揖斐川町 (田舎暮らし住宅活用奨励金)	43
3 参考	
空き家対策に係る制度	
(1) 市町村空き家バンク	44
(2) 空き家等に係る支援制度	45

1 はじめに

岐阜県空家等対策協議会で策定した「空家等対策に係る対応指針（H27.7改訂）」では、空家等に対する取り組みの総合的実施に向けた対策の一つに、「特定空家等にしないための予防」として、空家等の利活用方法など、具体的な取り組み内容を示しています。

本事例集は、行政及び民間事業者等が積極的に関与して、空家を活用している事例を紹介し、空家を活用できる資源として捉えていただき、利活用の促進を図るための方策の参考とさせていただくことを目的に作成したものです。

◆ 紹介する各事例は、以下により利活用目的により分類しています。

分 類	該当事例番号
1 移住・定住施策と一体となった再利用	3、4、7、8、9、11、12、13、14、15、16、17、21～27
2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用	18
3 高齢者向け住宅として再利用	19
4 地域の活性化施設としての再活用	1、2、5、9、10、14、16
5 社会福祉施設等としての再活用	19
6 店舗等としての再活用	6
7 賃貸化・住みかえ等による活用	20

2 利活用事例

(1) 市町村が実施主体の事例

■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例1

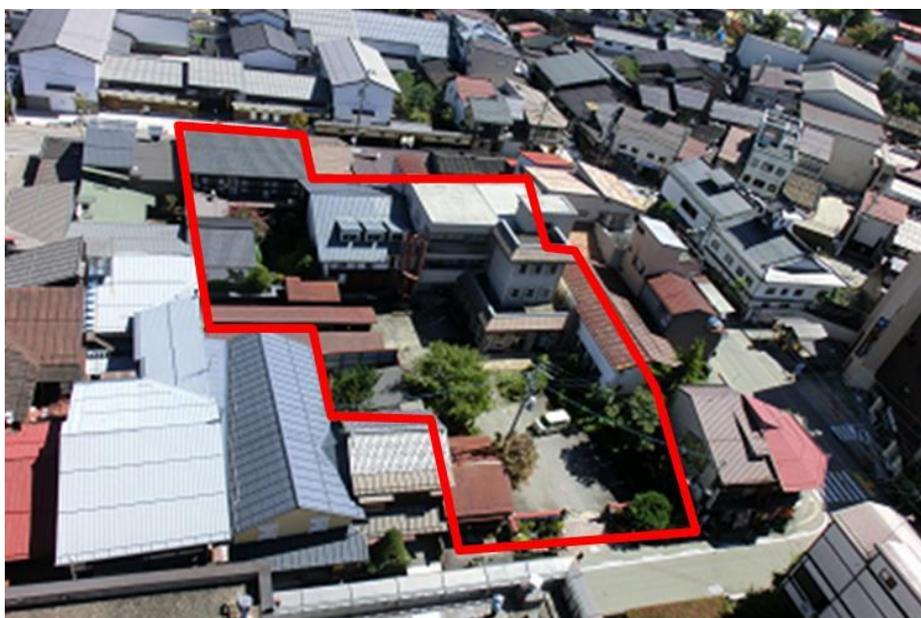
高山市

用途	(旧) 戸建住宅 (新) 伝統文化をテーマとした拠点施設
事業名	旧森邸整備事業
事業の実施主体	高山市
目的	<p>歴史的風致の拠点施設である「飛騨高山まちの博物館」に近接し、良好な町並み景観を形成している空き家を取得し、伝統工芸や伝統行事の展示、伝統芸能の修得や発表の場、観光客との交流スペースなど伝統文化をテーマとした拠点施設に改修するほか、隣接する旧図書館跡地についても防災機能を有する交流広場として一体的に整備する。</p> <p>「飛騨高山まちの博物館」から施設を通り抜けて古い町並みへと通ずる新たな周遊ルートの整備により、まちの回遊性の向上を図る。「学び」を主体とする「飛騨高山まちの博物館」に対し、「体感」を主体とした施設整備により、新たな観光スポットや伝統文化伝承の拠点として、観光客や市民が集う活力のあるまちづくりを推進する。</p>
概要	<p>民家改修 (1棟) 延床面積 約 310 m²</p> <p>土蔵改修 (3棟) 延床面積 約 450 m²</p> <p>交流広場 約 1,930 m²</p>
事業費	3億7千万円
事業期間(年度)	平成27～29年度
活用助成制度等(助成率等)	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>交付限度額(国費): 事業の実施に必要な事業費の45%</p>
その他(事業実績・財源事業委託等)	<p>平成27年度は土地・建物を取得(約7,000万円)したほか、不要となる建物の解体(約2,600万円)を実施</p> <p>平成28年度に詳細設計を行い、平成29年度の整備工事を予定</p>
担当所属(連絡先)	<p>教育委員会事務局 文化財課</p> <p>TEL: 0577-32-3333 (内線: 2356)</p>

<旧森邸 整備前>



<旧森邸整備事業鳥瞰図>



■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例2

高山市

用 途	(旧) 重要伝統的建造物群保存地区内の戸建住宅 (新) 地域交流施設
事業名	よつて館しもちょう整備事業
事業の実施主体	空家所有者、(社福)高山市社会福祉協議会
目的	市、社会福祉法人、地域住民、民間団体の連携により、国指定の重要伝統的建造物群保存地区(下二之町大新町)内の空き家を整備し、地域交流施設「よつて館しもちょう」として開設(H26.9.13オープン) 地域住民が主体となって管理運営され、井戸端交流サロン、健康教室の場、観光客の休憩・交流スペースとして使用されるなど、町家再生と地域コミュニティの創出が図られている。
概要	①床組等の改修、外壁や建具(扉、格子窓など外観)の修繕 ②トイレ・水回りの整備、電気・内装工事、備品購入
事業費	①約6,800千円 ②約1,900千円
事業期間(年度)	①平成22年度 ②平成26年度
活用助成制度等(助成率等)	①高山市伝統的建造物群保存地区修理修景事業補助金 助成率:80% (財源:文科省 国宝重要文化財等保存整備費補助金 助成率:1/2) ②トイレ整備、給排水・内装等工事:高山西ロータリークラブ寄附金(全額負担) 備品購入:(社福)岐阜県社会福祉協議会助成金 助成率:定額
その他(事業実績・財源事業委託等)	①工事費・設計監理等委託料 約6,800千円 財源内訳(所有者1,400千円 市費約2,700千円、国費約2,700千円) ②トイレ整備、給排水・内装等工事(高山西ロータリークラブ 約1,300千円) 備品購入 約600千円 (社福)岐阜県社会福祉協議会 550千円、(社福)高山市社会福祉協議会 約50千円)
担当所属(連絡先)	基盤整備部 都市整備課 TEL:0577-32-3333(内線:2363)

<整備前>



<整備後>



<地域交流施設として活用>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例3

中津川市

用 途	(旧) 戸建住宅 (新) 移住定住体験用の住宅
事業名	なかつがわ体験住宅推進事業
事業の実施主体	中津川市
目的	中津川市は豊富な自然を有し、名古屋の通勤圏内であるため潜在的に移住定住ニーズはあるが、いきなり移住定住するということのハードルは高い。 まずは体験居住から移住定住につなげるため、短期～長期滞在ができる場所の整備・運営を支援する。
概要	中津川での多様な文化や風土を実生活・暮らしを通して体験していただくため、古民家を改修・整備し体験住宅として利活用を図る。 ・平成27年度：1ヶ所 ・平成28年度：1ヶ所
事業費	・平成27年度：160万円 ・平成28年度：210万円
事業期間(年度)	平成27年度～ (*H24～域学連携事業で毎年継続的に改修整備を進めてきた)
助成制度等 (助成率等)	・なかつがわ体験住宅推進事業「調査研究費」(1施設：10万円上限) ・なかつがわ体験住宅推進事業「新築又は改修費」(1施設：100万円上限) ・なかつがわ体験住宅推進事業「体験住宅運営費」(1施設：20万円上限×2カ年間)
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	【財源】「地方創生推進交付金」を活用 ・平成27年度実績見込み：110万円 (整備改修 ・ 調査研究)
担当所属 (連絡先)	中津川市定住推進課 TEL：0573-66-1111

<整備前>



<整備中>



<改修の状況>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例4

美濃市

用途	(旧) 戸建住宅 (旧古田家住宅) (新) 移住相談、各種ワークショップ、紙漉き場等として活用
事業名	移住定住・交流促進事業
事業の実施主体	美濃市
目的	都市部から地方への人口還流を促し、空き家を活用した交流・移住の拡大を図る。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市に譲渡された古民家をリフォームし、交流・移住の拠点として運用をする。 ・移住相談、空き家活用相談、各種ワークショップ、国内外からのアーティストインレジデンス、紙漉き場等として活用できるように整備 ・平成 28 年度「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」により、歴史的風致形成建造物に指定する予定
事業費	平成 27 年度：750 万（改修費） 平成 28 年度：約 500 万（運営費）（予定）
事業期間（年度）	平成 27 年度～
活用助成制度等（助成率等）	平成 27 年度－地方創生先行型交付金 100%
その他（事業実績・財源事業委託等）	財源：平成 28 年度以降－市単独費 事業委託：市が NPO「美濃のすまいづくり」に委託して実施
担当所属（連絡先）	美濃市都市整備課 TEL：0575-33-1122

<旧古田家>



<整備前>



<整備後>
土間のある紙漉き場



■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例5

瑞浪市

用 途	(旧) 国登録有形文化財の戸建住宅 (新) 観光案内所、休憩所
事業名	大湫宿保存活用事業 (森川訓行邸)
事業の実施主体	瑞浪市
目的	中山道大湫宿の歴史的建造物を保存し一般に公開することにより、郷土の歴史の理解向上を図るとともに、地域振興に活用するため、瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅を設置する。
概要	国登録有形文化財である森川訓行邸の寄付を受けたことにより、文化財としての価値を損なうことのないよう往時の姿に修復し、中山道大湫宿の観光の拠点として整備する。 修復後は、後世に引き継げるよう保存するとともに、大湫宿観光案内所及び休憩所として活用していく。
事業費	約8,700万円(予算)
事業期間(年度)	平成26年度～平成28年度
活用助成制度等(助成率等)	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業) 交付限度額(国費):事業の実施に必要な事業費の1/2以内
その他(事業実績・財源事業委託等)	財源:H27年度 社会資本整備総合交付金(39,915千円)及び市単独費
担当所属(連絡先)	瑞浪市経済部商工課 TEL:0572-68-2111

<旧森川訓行邸 整備前>



<整備後の活用イメージ>



■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	⑥ 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例6

瑞浪市

用 途	(旧) 国登録有形文化財の戸建住宅 (新) 飲食店、ギャラリー・ショップ、工房等
事業名	大湫宿保存活用事業 (森川善章邸)
事業の実施主体	瑞浪市
目的	中山道大湫宿の歴史的建造物を活用し、集客のポイントとなるよう、飲食店・ギャラリー・ショップ・工房等としての活用を行う。
概要	国登録有形文化財である森川善章邸の寄付を受けたことにより、文化財としての価値は保持しつつ、現代的な内装も視野に入れ活用を検討する。 宿場内には常時開店している店舗が1件のみであり、近年の健康志向に伴い、ウォーキングに訪れる方が増加傾向にあるため、大湫宿集客のポイントと位置付け整備していく。
事業費	未定
事業期間(年度)	平成29年度～
活用助成制度等(助成率等)	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業) 交付限度額(国費): 事業の実施に必要な事業費の1/2以内
その他(事業実績・財源事業委託等)	社会資本整備総合交付金及び市単独費
担当所属(連絡先)	瑞浪市経済部商工課 TEL: 0572-68-2111

<旧森川善章邸 整備前>



<整備後の活用イメージ>



■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	⑥店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例7

飛騨市

用 途	(旧) 板倉 (穀物の保存庫) (新) 体験型宿泊施設
事業名	種蔵棚田・板倉景観保全事業
事業の実施主体	飛騨市
目的	宮川町種蔵地区の課題として、高齢化や過疎化による「地域遺産の存続」、「固有文化の継承」の今後のあり方が挙げられる。種蔵地区に適度な交流人口の増加並びに飛騨市への定住促進を図りながら、当地区に残る棚田や板倉と合わせた美しい農村住環境整備を目指す。
概要	体験型宿泊施設として改修・活用 (旧宮川村 種蔵地区)
事業費	110百万円
事業期間(年度)	平成17年度～平成19年度
活用助成制度等 (助成率等)	国：老朽住宅除却等事業 (現行：空き家再生等推進事業) 地域住宅交付金
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	種蔵地区に伝わる精巧に施された石積みの棚田と、周囲に点在する板倉を含めた景観は、平成13年に環境省の選ぶ「全国かおり風景100選」にも認定され、将来に引き継ぐべき貴重な自然・文化資源である。平成21年度より指定管理者制度を導入し、管理運営している。
担当所属 (連絡先)	飛騨市役所 企画商工観光部 企画課 地域振興係 TEL：0577-73-6558

<整備前>



<整備後>



<移築される前の土地の状態>



<建物の内部>

■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④ 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例8

郡上市

用途	(旧) 戸建空き家、店舗等 (新) 賃貸住宅、ゲストハウス
事業名	八幡市街地空き家利活用推進事業
事業の実施主体	郡上市
目的	郡上八幡の市街地には約 350 件もの空き家があり、人口の減少や建物の老朽化で空き家が増加している。美しい町並みを保ち、人口の増加、町の活性化を目指し、空き家を有効活用する。
概要	市の第 3 セクターである「一般財団法人 郡上八幡産業振興公社」が空き家所有者から空き家を 10 年契約で借り受け、公社が改修した空き家の利活用により得た利益から空き家所有者へ家賃を支払い、残りの収益については基金へ繰り入れ、次の空き家改修の費用及び維持管理費とする。 事業に先立ち、市と公社で基金の原資を拠出した。 事業内容 ・空き家の契約、改修、入居者とのマッチング業務委託 (委託先：一般財団法人 郡上八幡産業振興公社) ・専従職員 2 名の委嘱 (内地域おこし協力隊員 1 名、受託者雇用職員 1 名)
事業費	平成 27 年度 - 15,319 千円 (改修・修繕費用) 6 件
事業期間(年度)	平成 27 年度～
活用助成制度等 (助成率等)	
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	事業委託：(一財) 郡上八幡産業振興公社 財源：空き家利活用基金 (原資 5,000 万円 - 郡上市：4,900 万円 郡上八幡産業振興公社：100 万円)
担当所属 (連絡先)	郡上市商工観光部観光課 TEL：0575-67-1121 (代表)

<改修事例 ～整備前の全景>



<整備前>

<整備後>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④ 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例9

郡上市

用途	(旧) 戸建住宅 (新) モデルハウス
事業名	空き家活用実証実験事業
事業の実施主体	郡上市
目的	八幡町市街地の空き家実態調査を平成 25 年度において実施し、その利活用に向け本格的な事業実施の前段階として、空き家所有者への意向調査及び 1 件の空き家改修を行う
概要	<p>空き家利活用候補物件として 10 軒に対し意向調査・物件調査を行い、1 件に対し改修を行った。</p> <p>また、改修を行った空き家をモデルハウスとして活用することにより、空き家所有者への空き家利活用へ向けた啓発を行うとともに、今後の空き家改修のための足がかりとした。</p> <p>市が（一財）郡上八幡産業振興公社へ空き家活用実証実験事業業務を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託内容－実証実験を行う物件の調達及び利用希望者募集業務等 ・物件の改修費用は公社負担
事業費	280 万円（改修費用） ※市から公社への委託費 1,000 千円
事業期間（年度）	平成 26 年度
活用助成制度等（助成率等）	
その他（事業実績・財源事業委託等）	<p>【事業委託】（一財）郡上八幡産業振興公社</p> <p>【財源】公社自主財源（改修費用）</p>
担当所属（連絡先）	郡上市 市長公室企画課 TEL：0575-67-1121（代表）

<整備前の全景>



改修前



改修後



■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例10

郡上市

用途	(旧) 旧地ビール工場兼店舗 (新) モデルテレワークハウス
事業名	テレワークのまち郡上推進事業
事業の実施主体	郡上市
目的	ICT関連事業者の流入を促進し、併せて若者の働く機会を確保するため、モデル・テレワーク・ハウスを開設し、ICT産業の振興に向けてテレワーカー等の誘致に取り組む。
概要	郡上市でのテレワーク型ワークスタイルを提案し、市への移住を考える都市部のICT技術者に対し、市におけるテレワーク型ワークスタイルの魅力を伝える発信拠点として、また、市で働くテレワーカーたちが集い、語らう拠点の場として、空施設を活用したモデルテレワークハウスを整備した。 事業は市内NPO法人に委託し、長年空施設となっていた旧地ビール工場兼店舗の一部をモデルテレワークハウスとして改修した。
事業費	1,000千円(改修費用) ※別途、市からテレワークのまち推進事業として、NPO法人 HUB GUJO (ハブ グジョウ) ヘソフト事業を事業委託：8,550千円
事業期間(年度)	平成27年度
活用助成制度等(助成率等)	地方創生先行型交付金(NPO法人への委託費)
その他(事業実績・財源事業委託等)	改修費用の財源：市補助事業(市単独費)
担当所属(連絡先)	郡上市 市長公室情報課 TEL：0575-67-1121(代表)

<旧地ビール工場>



<モデルテレワークハウスとして整備>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例11

東白川村

用 途	(旧) 戸建住宅 (新) 移住希望者のためのトライアル住宅
事 業 名	トライアル住宅設置事業 <u>※今後実施に向け検討していききたい事業</u>
事業の実施主体	東白川村
目 的	空き家を求めて移住を考えられている方は、その地域がどんな気候、風土で生活習慣はどんなものかを全く知らず入ってこられるため、入ってすぐに、自分たちに合わないからと出てしまわれるケースが多いため、村の体験も兼ねて概ね1年程度住んでみて、気に入っていただければ本格的な空き家を探すといったシステムを構築する。
概 要	村で空き家を買って取り修繕を行い移住希望者に提供し、トライアル住宅として活用する。 空き家希望者は、急いで入りたいという人が多くトライアル住宅をストックすることで対応ができ、また、トライアル住宅入居期間に空き家を探したり、空き家の修繕等も行う時間もある。
事 業 費	空き家の買取、修繕費等
事業期間(年度)	未定
助成制度等 (助成率等)	未定
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	未定
担 当 所 属 (連絡先)	東白川村総務課 TEL : 0574-78-3111

■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例12

白川村

用 途	(旧) 戸建住宅 (新) お試し移住施設(シェアハウス)
事業名	移住交流促進事業
事業の実施主体	白川村
目的	移住を促進させるため、空家を公募型ワークショップによりリノベーションし、お手軽に短期間でも住むことができるシェアハウスを整備する。(お試し移住施設の整備)
概要	本事業では、木造平屋建て(村内建設会社所有)の空家を10年間村が借上げ、お試し移住施設(シェアハウス)を整備した。単なるハード整備ではなく、モノを作る過程にこだわり、施設の間取り決めから施工までを公募型WSにより実施し、述べ200人以上の方に参加いただき、深い関係性を築くことができた。
事業費	平成27年度：6,000千円
事業期間(年度)	平成27年度
活用助成制度等 (助成率等)	地方創生先行型交付金
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	財源：地方創生先行型交付金(450万円)及び村単独費(150万円)
担当所属 (連絡先)	白川村観光振興課 TEL：05769-6-1311

<整備前>



<整備後>



<ワークショップによるリノベーションの様子>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例13

白川村

用途	(旧) 戸建住宅 (新) レストラン、カフェ、シェアオフィス等
事業名	移住交流促進事業
事業の実施主体	白川村
目的	移住を促進させるため、空家を公募型ワークショップによりリノベーションし、職につながる用途の施設として整備する。(例. レストラン、カフェ、シェアオフィスなど)
概要	本事業では、木造二階建て(村外者所有)の空家をレストラン、カフェ、シェアハウス等、職業につながる施設として整備する。H27年度に整備した、お試し移住施設(シェアハウス)に住みながら、空家のリノベーションに関わり、当該物件のリノベーション後の施設オーナーとなる人材を発掘する。H27年度同様、多くの参加者に関わっていただき、深い関係性を築いていきたい。
事業費	9,500千円
事業期間(年度)	平成28年度
活用助成制度等(助成率等)	地方創生加速化交付金(100%) 予定
その他(事業実績・財源事業委託等)	財源：地方創生加速化交付金 予定
担当所属(連絡先)	白川村観光振興課 TEL：05769-6-1311

<整備予定の空き家物件>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④ 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例14

白川村

用途	(旧) 合掌造り家屋 (新) 地区住民の行事や寄合、来訪者等へ展示兼休憩所を目的とした複合施設
事業名	地域交流拠点施設整備事業 (旧藤坂家)
事業の実施主体	白川村
目的	世界遺産集落内の合掌造り家屋で空家になっている物件を、都市住民との交流施設及び集落内の情報発信拠点等として改修及び活用することで、集落内景観の維持や地域内の安心安全を確保することを目的とする。
概要	<p>本建物(旧藤坂家)の有効な活用を図るため、地区住民からのアンケート調査を踏まえ行政・議会で種々協議を進めた結果、地区住民の行事や寄合、来訪者を交えての交流や語り部、更には、来訪者等へ世界遺産や村の歴史・自然等を紹介する展示兼休憩所を目的とした複合施設利用を行う方向となった。</p> <p>○活用のための施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内は、畳敷きの床とし、トイレ・授乳室・オムツ替え・手洗い場・炊事場を整備するなど、住民の集会の場、住民と来訪者の交流の場、更には来訪者の休憩・展示施設として活用を図る。 ・施設内は、間仕切り可能な広いスペースとし、地区住民の行事や寄合、来訪者を交えての交流や語り部、更には展示・休憩施設との併用も含め、用途に応じ幅広く活用できるようスペースを確保する。 ・施設内には、展示用パネル・テレビモニター等情報発信の備品も併せて整備し、世界遺産の紹介や村の歴史など来訪者が集い学べる場を提供する。当該地で学ぶことで、来訪者は白川郷を知り、時間をかけて散策することができ、滞在時間増加の効果も期待できる。
事業費	8,478千円
事業期間(年度)	平成27年度
活用助成制度等(助成率等)	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業) 交付限度額(国費):事業の実施に必要な事業費の1/2以内
その他(事業実績・財源事業委託等)	財源:社会資本整備総合交付金及び村単独費
担当所属(連絡先)	白川村観光振興課 TEL:05769-6-1311

<旧藤坂家>



<整備前>



<整備後>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例15

白川村

用途	(旧) 合掌造り家屋 (新) 宿泊体験利用、研修所施設利用等の教育的な施設
事業名	地域交流拠点施設整備事業 (旧花植家)
事業の実施主体	白川村
目的	世界遺産集落内の合掌造り家屋で空家になっている物件を、宿泊体験施設として改修し、村における大学生の研究や研修授業の拠点、村内外小中学校の宿泊体験利用、企業の研修所施設利用など教育的な施設利用に限定して活用することで、集落内景観維持及び移住者を獲得することを目的とする。
概要	<p>旧花植家を白川村における大学生の研究や研修授業の拠点、村内外小中学校の宿泊体験利用、企業の研修所施設利用など教育的な施設利用に限定して活用を図り、地元住民、特に若者世代との交流や学生の白川村への移住定住を促進する。また将来的には移住者向けのお試し住宅としての活用も視野に入れた改修を行う。</p> <p>○活用のための施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お試し住宅としての活用も見据えた水回り（トイレの水洗化、風呂、台所の整備）改修を行う。 ・冬期間もある程度居住できるよう室内側へサッシの整備や壁面への断熱材施工や床面の断熱畳の敷設など断熱措置を行う。 ・電気配線設備が古く、ショートして引火する恐れがあるため電気配線類を更新する。 ・室内のWi-Fi環境を整備する。
事業費	15,342千円
事業期間(年度)	平成27年度
活用助成制度等 (助成率等)	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業) 交付限度額(国費):事業の実施に必要な事業費の1/2以内
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	財源:社会資本整備総合交付金及び村単独費
担当所属 (連絡先)	白川村観光振興課 TEL:05769-6-1311

<旧花植家 >



<整備前 >

<整備後 >



(2) 民間団体等が実施主体の事例

■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	④ 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例16

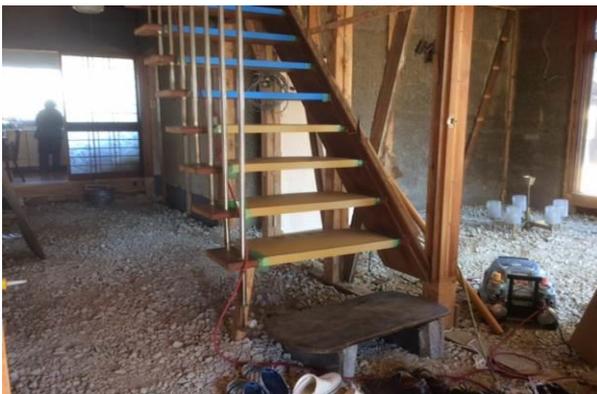
大垣で楽しむ会

事業名	平成27年度大垣市かがやき市民手づくり協働事業 「街なかの空き家を再生して大垣を活性化するプロジェクト」
事業の実施主体	大垣で楽しむ会
目的	地域活性化や移住人口の増加を図るため、活用可能な空家の有効活用について、様々な検討を行い、空家の有効活用の大垣モデルの提言につなげる。
概要	<p>・大垣市荒川町の空き家の活用提案募集 ※採択を受けて実施した事業の一つ</p> <p>大垣市の事業（平成27年度大垣市かがやき市民手づくり協働事業「街なかの空き家を再生して大垣を活性化するプロジェクト」）において、市から事業採択を受けた市民団体（NPO法人岐阜・楽しい家づくり研究会）が古民家の利活用に係る活用提案募集を行い、「大垣で楽しむ会」の“人と犬、日本人と外国人、異文化、異業種、異世代…共存による活性化”の提案を採用。</p> <p>「大垣で楽しむ会」が、空き家改修を実施。（内装や外構など、ほとんどをDIYで仕上げ）</p> <p>H28.3 オープン 名称『日々乃えん』</p>
事業費	空き家の改修費用－「大垣で楽しむ会」の自己財源（DIYにより実施） ※市民団体（NPO法人岐阜・楽しい家づくり研究会）への委託事業費 636千円
事業期間（年度）	平成27年度（平成27年4月1日～平成28年2月29日）
活用助成制度等（助成率等）	
その他（事業実績・財源事業委託等）	委託事業の財源：市単事業（かがやき市民手づくり協働事業）（市民団体提案型） 事業委託：事業採択を受けた市民団体（NPO法人岐阜・楽しい家づくり研究会）
担当所属（連絡先）	大垣市市民活動推進課 TEL：0584-47-7169

<整備前>



<整備後>



■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例17

美濃市

用 途	(旧) 戸建住宅 (新) 滞在体験住宅
事業名	空き家を活用した移住定住推進事業
事業の実施主体	NPO美濃のすまいづくり
目的	空き家滞在体験事業を通して、多様な移住ニーズを探る。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2軒の空き家（市街地と山間部）を利用募集による滞在体験住宅として活用し、移住希望者のニーズを探る。 ・ 滞在体験空き家を会場とし、岐阜県の移住コンシェルジュを招き、滞在体験者、移住者並びにまちづくり関係者等を交えて座談会を開催
事業費	110万（家賃・事務費等）※空き家の修繕等は未実施
事業期間（年度）	平成27年度のみ
活用助成制度等 （助成率等）	岐阜県「空き家を活用した移住定住推進事業応援補助金」 補助率：補助対象経費の1/2
その他 （事業実績・財源 事業委託等）	財源：県補助金（55万円）及びNPO予算（55万円）
担当所属 （連絡先）	美濃市都市整備課 TEL：0575-33-1122

■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	②住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例18

岐阜県住宅供給公社

用途	(旧) 賃貸住宅 (新) 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅
事業名	別府住宅(瑞穂市内)整備事業
事業の実施主体	岐阜県住宅供給公社
目的	既存住宅の質の向上と、空家を有効に活用することにより住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る。
概要	県住宅供給公社の賃貸住宅(別府住宅)に係る間取変更工事(7戸)及びスロープ等設置工事
事業費	2,670万円
事業期間(年度)	平成23年度
活用助成制度等(助成率等)	ストック活用型住宅セーフティーネット整備推進事業(国土交通省) 改修工事費用の1/3(空家戸数×100万円を限度)
その他(事業実績・財源事業委託等)	財源:ストック活用型住宅セーフティーネット整備推進事業補助金及び公社単独費
担当所属(連絡先)	岐阜県住宅供給公社 TEL:0584-81-8502

(間取等変更)

<整備前>

<整備後>



(スロープ設置工事)

<整備前>

<整備後>



■分類

1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
③ 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
⑤ 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例19

株式会社 テンダー

用 途	(旧) 企業の保養施設 (新) 高齢者向け住宅等
事業名	ヘルパーステーション・デイサービスセンター 整備 サービス付き高齢者向け住宅 整備
事業の実施主体	株式会社 テンダー
施設名称 (所在地)	下呂幸田の杜 岐阜県下呂市幸田 972-1
概要	企業の保養施設 RC造4階建ての改修工事及びE v 棟増設 サービス付き高齢者向け住宅 19室 (2F~4F) ・食堂改修 デイサービス・ヘルパーステーション (1F)
事業費	約140百万
事業期間(年度)	平成26年12月1日~平成27年5月15日
活用助成制度等 (助成率等)	スマートウェルネス住宅等推進事業費補助金(約25%)
その他	企業の保養所が売却されるとの事で、介護施設(サービス付き高齢者向け住宅)に利用できないか検討した。保養所ということもあり、作りがしっかりしており、客間等の間取りをできる限り活用し、リフォームした。
問合せ先	株式会社 テンダー 下呂幸田の杜 TEL: 0576-23-1030

<整備前> 企業の旧保養所



<整備後>



■分類

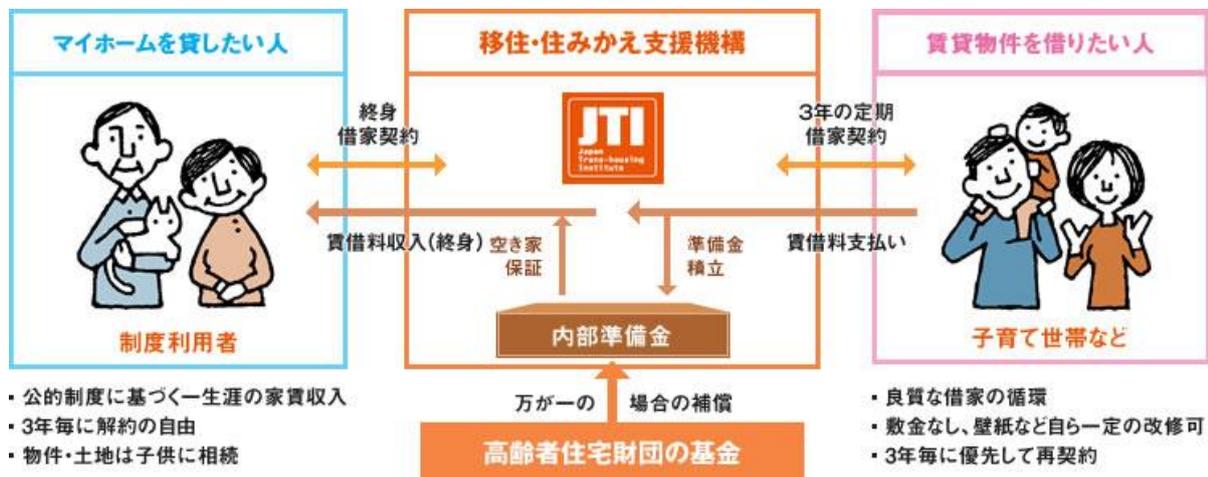
1 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
⑦ 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例20

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構

用途	(旧) 戸建住宅等 (新) 戸建住宅等
事業名	マイホーム借上げ制度
事業の実施主体	一般社団法人 移住・住みかえ支援機構
目的	高齢者・子育て世帯等の住み替え支援
概要	移住・住み替えを希望しているシニア（50歳以上）のマイホームを、JTIが借り上げて賃貸住宅として転貸し、安定した賃料収入を保証する制度。 子育て世帯など賃貸物件を借りたい人が、良質な住宅を相場より安い家賃で借りることができる。
事業費	
事業期間(年度)	
活用助成制度等(助成率等)	
その他	【実績】 県内物件の成約件数：H24年度 2件 H26年度 1件 H27年度 6件
問合せ先	一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 TEL：03-5211-0767

<マイホーム借上げ制度のしくみ>



(3)各市町村が移住・定住施策等として空き家等の取得や、リフォーム費用等の支援事業を実施している事例

■分類

① 移住・定住施策と一体となった再利用	2 住宅確保要配慮者へ提供する施策として再利用
3 高齢者向け住宅として再利用	4 地域の活性化施設としての再活用
5 社会福祉施設等としての再活用	6 店舗等としての再活用
7 賃貸化・住みかえ等による活用	

事例21

中津川市

事業名	ふるさとお帰り支援事業
目的	人口減少に歯止めをかけるため、中津川市出身のUターン者等の転入増加を目指し、ふるさとへの回帰を支援する。 市外から転入して、住宅取得や増改築などの費用を助成する。 *多世代同居を促進し子育てや介護等のケアや地域コミュニティの維持、空き家対策、地域経済活性化などの効果を見込む。
概要 (補助制度等)	・空き家等の中古住宅の取得に対する購入費の補助（上限30万円） ・住宅リフォーム費用の補助（上限30万円） *市内に本店を有する事業者施行の場合は10万円を加算
事業費	平成28年度：2,200万円（見込み）
事業期間（年度）	平成28年度～平成32年度
その他 (事業実績・財源等)	【財源】*「地方創生推進交付金」を活用。 平成28年度は、55件の補助を見込んでいます。
担当所属 (連絡先)	中津川市定住推進課 TEL：0573-66-1111

事例22

美濃市

事業名	美濃市らしいすまいづくり推進事業
目的	市外から、木造で伝統的な建物とマッチした空き家に子育て夫婦世帯の移住を促進し、地域の活性化を図る。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の内外部のリフォーム費用の1/2（上限200万）を家主に補助 ・子育て夫婦世帯は10年の定期借家権契約を締結すること。 ・子育て夫婦世帯のライフスタイルに合ったリフォームが可能
事業費	年間200万
事業期間（年度）	平成19年度～
助成制度等 （助成率等）	美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助金 平成26年度までは、社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金）を活用、以降は市単独費
その他 （事業実績・財源等）	【実績】H19-1件 H20-2件 H25-1件 H26-2件
担当所属 （連絡先）	美濃市都市整備課 TEL：0575-33-1122

<整備前>

～リフォーム事例～

<整備後>



事例23

恵那市

事業名	空き家改修補助金制度
目的	空き家バンクに登録された物件は、長い間使われていなかった物件も多く、住居として活用するためには補修が必要となります。このような物件でも活用しやすいように、改修補助金を交付し移住定住を支援します。
概要	空き家バンクに登録されている物件の修繕に対し、物件の所有者又は入居者に補助します。
事業費	平成27年度：866万円
事業期間(年度)	平成23年度～
助成制度等 (助成率等)	補助対象改修費の2分の1(上限100万円)。1,000円未満端数切捨て。
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	【事業実績】H23年度2件、H24年度4件 H25年度5件、H26年度6件、 H27年度10件 【財源】市単独費
担当所属 (連絡先)	恵那市総合政策課 ふるさと活力推進室 TEL：0573-26-2111

事例24

土岐市

事業名	土岐市空き家リフォーム補助金
目的	土岐市空き家バンクに登録された、修繕の必要な空き家物件の利用促進を図るため。
概要	土岐市空き家バンクを利用して空き家に入居した方が行う総費用10万円以上のリフォームに対する補助
事業費	平成27年度：30万円
事業期間(年度)	平成26年度～
助成制度等 (助成率等)	費用の1/2、上限額10万円で補助金を交付
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	【事業実績】H27年度 1件 【財源】市単独費
担当所属 (連絡先)	土岐市総務部 総合政策課 TEL：0572-54-1111

事例25

山県市

事業名	ぎふ山県市田舎暮らし空家活用支援事業
目的	空家の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ることを目的としています
概要	北部対象地区に所在する空家の取得や賃貸、修繕を行い移住・定住する人に対してその経費の一部を補助するものです。
事業費	平成27年度 : 2,790万円
事業期間(年度)	平成27年度～
助成制度等 (助成率等)	最高額 520万円 空家及び付随する土地の購入費の1/2以内の額 限度額 200万円 空家の必要な修繕及び機能維持を図るための改修費の1/2以内の額 限度額 300万円 子育て加算金 一律 10万円、 清掃加算金 清掃処理費用の実費 限度額 10万円
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	【事業実績】 H27年度 2件 【財源】 市単独費
担当所属 (連絡先)	山県市美山支所 まちづくり・企業支援課 TEL : 0581-55-3111 TEL : 0581-22-6831

事例26

本巢市

事業名	本巢市移住定住補助金
目的	市の北部地域に移住定住するために必要な助成措置を講じ、市の均衡ある発展を図る。
概要	市の北部地域以外に3年以上居住していた方で、北部地域（根尾・外山小学校区）に移住定住する方に対してその経費の一部を補助するものです。
事業費	平成27年度：1,360千円
事業期間（年度）	平成24年度～
助成制度等 （助成率等）	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の取得経費の10分の1、上限100万円。 ・中古住宅の取得経費の10分の1、上限50万円。 ※18歳未満のお子様1人につき10万円を加算。 ・借家の家賃月額額の2分の1、上限1万5千円/月を3年間。
その他 （事業実績・財源 事業委託等）	【事業実績】 H25年度 2件（うち中古1件） 【財源】 市単独費
担当所属 （連絡先）	本巢市企画財政課 TEL：0581-34-5024

事業名	本巢市移住定住促進補助金
目的	市の南部地域に移住定住するために必要な助成措置を講じ、定住人口の増加を図る。
概要	市外に3年以上居住していた45歳未満の方で、南部地域（本巢小学校区、糸貫・真正中学校区）に移住定住する方に対してその経費の一部を補助するものです。
事業費	平成27年度：28,000千円
事業期間（年度）	平成27年度～平成31年度まで
助成制度等 （助成率等）	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の取得経費の10分の1、上限100万円。 ・中古住宅の取得経費の10分の1、上限50万円。 ※18歳未満のお子様1人につき10万円を加算。 ・借家の家賃月額額の2分の1、上限1万5千円/月を3年間。
その他 （事業実績・財源 事業委託等）	【事業実績】 H27年度 12件（うち中古2件） 【財源】 地方創生先行型交付金
担当所属 （連絡先）	本巢市企画財政課 TEL：0581-34-5024

事業名	田舎暮らし住宅活用奨励金
目的	揖斐川町への移住定住を促進するとともに、空き家の有効活用と地域の活性化を図るため、田舎暮らし住宅活用奨励金を設けています。空き家バンク登録物件を対象としています。
概要	補助内容：空き家バンク登録物件の所有者及び町内の空き家に3年以上居住することを前提に、購入又は賃借した者が、改修又はハウスクリーニングを行う際の費用の一部を助成します。 ※空き家バンク登録物件を対象としています。
事業費	平成27年度 1,200 千万円
事業期間(年度)	平成24年度～
助成制度等 (助成率等)	(1) 改修 基本額：改修経費の1/2以内(上限10万円) 加算：町内業者が改修する場合は、基本額と同額を加算 (2) ハウスクリーニング基本額：清掃費の1/2以内(上限5万円)
その他 (事業実績・財源 事業委託等)	【事業実績】 H24年度：4件 H25年度：1件 H26年度：3件 H27年度：2件(予定) 【財源】 町単独費
担当所属 (連絡先)	揖斐川町企画部政策広報課 TEL：0585-22-2111

3 参 考

空き家対策に関わる制度

H28. 5. 1 時点

(1) 市町村空き家バンク

市町村名	制度名	問合せ先 TEL	設置日
■岐阜圏域			
山県市	山県市空家情報登録制度「空家バンク」	山県市美山支所 0581-55-3111 まちづくり・企業支援課 0581-22-6831	H27.4.1
本巣市	本巣市空き家バンク	企画財政課 0581-34-5024	H28.3.1
■西濃圏域			
関ヶ原町	空地・空家情報提供制度	地域振興課 0584-43-1112	H19.4
揖斐川町	揖斐川町空き家バンク	揖斐川町移住・定住促進地域協議会事務局 0585-22-2111(内線 114,115)	H23.10.25
■中濃圏域			
関市	関市空き家情報バンク	市民協働課 0575-23-6831	H22.4.1
美濃市	NPO 美濃のすまいづくり空き家登録制度	NPO 美濃のすまいづくり 0575-33-0760	H19.1.9
可児市	空き家・空き地バンク	施設住宅課 0574-62-1111(代表)	H25.4.1
郡上市	空き家・空き店舗情報	市長公室企画課 地域振興担当 0575-67-1831	H21.4.1
七宗町	田舎暮らしのススメ (七宗町空き家等情報)	企画課 企画係 0574-48-2291(内線 223)	H18.9.21
八百津町	空き家バンク登録制度	産業課地域振興係 0574-43-2111(代表)	H21.6.1
白川町	移住交流サポートセンター・空家バンク	企画課地域振興係(白川町移住・交流サポートセンター) 直通 0574-72-1331	H27.4.1
東白川村	地域活性&交流の場 東白川村空き家バンク	総務課 企画係 0574-78-3111(内線 240)	H25.4.1
御嵩町	御嵩町空き家バンク	企画課 企画調整係 0574-67-2111(代表)	H27.1.1
■東濃圏域			
中津川市	中津川市空き家情報バンク	定住推進課 0573-66-1111	H24.4.1
瑞浪市	瑞浪市空き家・空き地バンク	まちづくり推進部 市民協働課 0572-68-9756	H26.10.1
恵那市	恵那市空き家バンク	まちづくり推進部 移住・定住チーム 0573-26-2111(内線 525)	H22.10.1
土岐市	土岐市空き家バンク	まちづくり推進課 0572-54-1111	H22.10.1
■飛騨圏域			
高山市	空き家紹介制度	ブランド戦略課 0577-35-3001	H21.1.28
飛騨市	飛騨市住むとコネクト	企画課 0577-73-6558	H27.4.1

(2) 空き家等にかかる支援制度

■岐阜県

支援項目	制度名	内 容
取得	岐阜県住宅資金助成制度	(1)補助内容:中古住宅の取得時に、民間の金融機関の住宅ローンを利用する場合、ローン返済額のうち、1.0%の利子に相当する額を、当初5年間補助 (2)補助額:最大5年間総額231,000円 (3)主な要件:①県内に自ら居住する中古住宅を購入(購入に付随して実施する改修を含む)される方 ②都道府県税を滞納していない方 ③県が指定する金融機関の住宅ローンを利用する方 ④誘導居住面積水準以上の住宅を取得される方

■市町村

<岐阜圏域>

○岐阜市

支援項目	制度名	内 容
取得	中心市街地個人住宅取得資金利子補給事業	(1)補助内容:中心市街地において、住宅を金融機関の住宅ローンを利用して取得した場合に、岐阜県の利子補給制度と同額を上乗せ助成。 (2)補助額:最大5年間総額約23万円 (3)主な要件:まちなか居住重点区域内で住宅取得を行い、居住している人。岐阜県の住宅建設等または中古住宅の利子補給制度に基づく利子補給を受けている人
賃貸	まちなか賃貸住宅家賃助成事業	(1)補助内容:中心市街地及びその周辺エリアにおいて、家賃の一部を助成 (2)補助額:最大月2万円を12ヶ月 (3)主な要件:まちなか居住促進区域内の民間賃貸住宅であること

○山県市

支援項目	制度名	内 容
取得 改修	田舎暮らし空家活用支援事業	(1)補助内容:空家及び空き家に付随する土地の購入費補助 (2)補助額(上限):購入費の1/2以内の額 200万円 (3)主な要件等:①対象地区以外に3年以上住民登録を行っており、対象地区の空き家を購入又は、賃借し、継続して3年以上居住する意志のある転入(転居)して1年未満の人 ②自治会への加入が必要 ③単身者は対象外
		(1)補助内容:空家修繕及び機能維持改修費補助 (2)補助額(上限):改修費用の1/2以内の額 300万円 (3)主な要件等:①対象地区の空家を購入又は賃借し、定住後1年以内又は定住前3ヶ月以内に生活するために必要な改修費 ②市内の業者施行 ③自己による改修の場合は、材料費が対象 ③市有線テレビ放送施設加入負担金及び上水道加入負担金も補助対象
		(1)補助内容:子育て加算金 (2)補助額:人数によらず一律10万円 (3)主な要件等:①定住時に中学生以下の扶養する子と同居の場合
		(1)補助内容:清掃加算金 (2)補助額:(上限):清掃処理費用の実費額 10万円 (3)主な要件等:①空家バンク登録物件を利用者が清掃した場合

<西濃圏域>

○大垣市

支援項目	制度名	内 容
改修	子育て世代等 中古住宅取得 リフォーム補助 金	(1)補助内容:子育て世代等が市内に中古住宅を取得し、転入・転居した場合 のリフォーム費用の一部を補助 (2)補助額(上限):補助率 リフォーム費用の1/10(上限20万円) ※工事費が20万円以上であること

○神戸町

支援項目	制度名	内 容
取得	神戸町定住促 進奨励金制度	(1)補助内容:中古住宅の購入費用の一部を助成(町外在住者に限る) (2)補助額(上限):1㎡当たり1,000円で上限15万円 (3)主な要件等:①対象となる購入者は町外在住者であること ②市町村税を 滞納していない者
改修	神戸町住宅改 修助成金制度	(1)補助内容:空き家へ居住するために行う改修工事費用の一部を助成 (2)補助額(上限):①対象となる工事費50万円以上 ②対象工事費の20% で上限20万円(施工業者が町内の場合は助成金の額を1割加算) (3)主な要件等:町税、使用料及び手数料等を滞納していない者

○揖斐川町

支援項目	制度名	内 容
改修	田舎暮らし住宅 活用奨励金	(1)補助内容:町内の空き家に3年以上居住することを前提に、購入又は賃借 した者が、改修又はハウスクリーニングを行う際の費用の一部を助成 (2)補助額(上限):①改修 基本額:改修経費の1/2以内(上限10万円) 加 算:町内業者が実施する場合は、基本額と同額を加算 ②ハウスクリー ニング:清掃費の1/2以内(上限5万円)

<中濃圏域>

○美濃市

支援項目	制度名	内 容
改修	美濃市らしい住まいづくり改修工事費等補助金	(1)補助内容:市外から子育て夫婦世帯が空き家に移住する場合の空き家改修費補助 (2)補助額(上限):補助率 改修費の1/2(上限200万円)

○可児市

支援項目	制度名	内 容
改修	可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付制度	(1)補助内容:住宅リフォーム又は除却工事の助成 (2)補助額(上限):工事費の10%相当額(上限10万円) (3)主な要件等:バンク登録物件で入居者又は入居予定者が決定している住宅及び土地の売却・賃貸目的で除却する住宅が対象

○郡上市

支援項目	制度名	内 容
改修	空き家等活用改修補助金	(1)補助内容:空き家等の外装、内装、設備工事に要した改修費 (2)補助額(上限):3分の1以内(上限30万円) (3)主な要件等:①市が運営する空き家バンクに登録している若しくは、登録が見込まれる物件(売却物件・賃貸物件の家主に対して) ②市外からの転入者若しくは転入から1年を経過しない者が3年以上居住する見込みの物件(買取物件・賃貸物件の取得者に対して)
診断	郡上市木造住宅耐震診断事業	(1)補助内容:旧基準木造住宅の耐震診断 (2)主な要件等:①市内に存する旧基準木造住宅 ②市町村税を滞納していない者 ③居住部分以外は1/2以下未満
改修	空き家等活用地域振興補助金	(1)補助内容:空き家等の外装、内装、設備工事に要した改修費 (2)補助額(上限):10分の10以内(上限900万円※ただし1世帯当たり300万円上限) (3)主な要件等:空き家を活用してまちづくり活動等を行う団体を対象に、空き家の改修費及び空き家を活用したソフト事業に係る経費を補助
賃貸・改修	郡上市空き店舗等活用事業補助金	(1)補助内容:空き店舗等を活用し、起業等、事業を行うものに対し家賃補助、改修費の一部を補助 (2)補助額(上限):賃借料2分の1以内(5万円/月)、改修費2分の1以内(100万円/1事業者) (3)主な要件等: 賃借料:賃借契約後、営業を開始してから3年間。空き店舗が店舗併用住宅である場合は、店舗及び住宅の面積に応じて按分。 改修費:市内事業者に限る。営業開始前の改修に限る。補助金の交付は1回に限る。建物購入に係る経緯は含まない。
取得・改修	郡上市三世同居支援住宅補助金	(1)補助内容:三世同居を始める者の住宅の取得または増改築・リフォーム費用 (2)補助額(上限): 取得:2分の1以内(50万円)、増改築・リフォーム:2分の1以内(30万円) (3)主な要件等:①親若しくは子が市外から転入予定、もしくは転入後1年を経過しない者であること。②三世同居を3年以上継続すること。
改修	郡上市空き家家財道具等処	(1)補助内容:空き家の所有者が空き家バンクに登録するために空き家の家財道具を処分する費用

	分費補助金	(2)補助額(上限):取得2分の1以内(10万円) (3)主な要件等:①原則3年を超える期間、当該空き家を空き家バンクに登録すること。
改修	郡上市産材住宅建設等支援奨励金	(1)補助内容:①新規定住者の住宅(店舗を除く)の購入 ②構造材に郡上市産材を使用した木造住宅等の増改築 ③内装材の10㎡以上の郡上市産材を使用した住宅等のリフォーム (2)補助額(上限):①一戸当たり10万円(一律) ②1㎡当たり2万円(20万円) ③1㎡当たり2千円(20万円) (3)主な要件等:①平成29年3月31日までに住宅、店舗の新築、増改築、リフォームが完成し転入居する者、または住宅を購入する者 ②市町村税を滞納していない者 ③交付対象となった住宅に5年以上居住することが確実であると見込まれる者

○七宗町

支援項目	制度名	内容
取得・賃借	七宗町移住定住奨励金(空き家取得・家賃補助)	(1)補助内容:空き家バンク制度を利用して賃貸又は取得した場合 (2)補助額(上限):空き家の取得:52万円 空き家の賃借:家賃の1/2(上限1万5千円・最長3年間) (3)主な要件等:世帯主として移住した場合(町に移住していた者が転出し、2年以内に転入した場合を除く)

○白川町

支援項目	制度名	内容
取得・賃貸	移住定住促進補助金	(1)補助内容:空き家バンクに登録する物件で、賃貸又は取得した場合にその取得費、家賃に補助金を交付 (2)取得補助額:取得費の1/2以内(上限50万円)、扶養加算あり 賃貸補助額:賃貸月額1/2以内(上限15千円)を3年間、扶養加算あり
改修	移住定住促進補助金	(1)補助内容:空き家バンクに登録する物件で、賃貸又は取得した中古家屋の1年以内の改修費に補助金を交付(貸し主、借り主のどちらか) (2)改修補助額:改修費の1/2(上限50万円)

○東白川村

支援項目	制度名	内容
その他(整理)	空き家対策事業(空き家活用事業)	(1)補助内容:空き家バンクに登録する物件で、貸し手または買い手が決まった際、空き家内外の片づけに係る費用の1/2を助成 (2)補助額(上限):200千円 (3)主な要件等:個人所有、空き家バンク登録物件、村税等滞納が無い者例)家財道具運搬、処分、室内外の清掃等
改修	空き家対策事業(空き家改修事業)	(1)補助内容:空き家バンクに登録する物件で定住の目的で賃貸契約により借りた場合、借り手が行う改修に対し、その1/2を助成 (2)補助額(上限):300千円 (3)主な要件等:個人所有、空き家バンク登録物件、村税等の滞納無い者。借り手が3年以上居住する10万円以上の工事、業者が村内業者である。
解体	東白川村老朽危険空き家解体支援事業	(1)補助内容:村内に存在する空き家所有者などへの空き家解体撤去費用の助成 (2)補助額(上限):費用の1/3(上限30万円)

<東濃圏域>

○多治見市

支援項目	制度名	内 容
建替え・改修	郊外空き家再生補助事業	(1)補助内容:転入者が取得した空き家の取壊し(建直し)費用の全額またはリフォーム費用の1/2を補助 (2)補助額(上限):取壊し(建直し)75万円+(25万円×子どもの人数)、 リフォーム75万円+(25万円×子どもの人数) (3)主な要件等:モデル地区内の築10年以上の空き家(リフォームの場合、新耐震基準を満たすこと) 同居する子ども(中学生以下)がいること

○瑞浪市

支援項目	制度名	内 容
改修	瑞浪市空き家等改修補助金交付事業	(1)補助内容:空き家・空き地バンクを利用し住宅を取得した方に対する改修工事費 (2)補助額(上限):改修工事費の1/2の額(上限100万円)

○恵那市

支援項目	制度名	内 容
改修	恵那市空き家改修事業補助金制度	(1)恵那市空き家バンクに登録されている物件で、住居として活用するために改修した場合、物件の所有者に補助します。 (2)補助対象改修費の2分の1(上限100万円) (3)工事総額50万円以上で、市内業者が施工していること。 (4)補助を受けてから3年以上申請物件に居住する意思があること。

○土岐市

支援項目	制度名	内 容
改修	空き家リフォーム補助金	(1)補助内容:改修(リフォーム)費用の1/2を補助 (2)補助額(上限):10万円 (3)主な要件等:空き家バンク登録物件・対象は空き家利用者・市内業者施工

<飛騨圏域>

○高山市

支援項目	制度名	内容
賃貸	高山市若者定住促進事業補助金	(1)補助内容:賃貸借住宅の家賃の一部を助成 (2)補助額(上限):3分の1以内の額(1月当たり15千円限度、3年限り) (3)主な要件等:高山市外から高山市内へ住民登録地を移した方で、高山市内の事業所へ就職又は就業した35歳未満の方
取得・改修	高山市まちなか居住促進事業補助金	(1)補助内容:自己居住用の住宅の新築、取得、改修に要する費用の一部を助成 (2)補助額(上限):2分の1以内の額(上限1,500千円) (3)主な要件等:対象区域 中心市街地
賃貸	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金	(1)補助内容:一戸建住宅の家賃の一部を助成 (2)補助額(上限):3分の1以内の額(1月当たり15千円限度、3年限り) (3)主な要件等:飛騨地域以外から当市に移住した方。5年以上継続して住民登録。生活の本拠を当市におく。住民登録をして1年を経過していないもの。地域住民との交流を積極的に図ることができる者
改修	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金	(1)補助内容:購入持ち家空家の改修に要する費用の一部を助成 (2)補助額(上限):2分の1以内の額(上限1,000千円) (3)主な要件等:飛騨地域以外から当市に移住した方。5年以上継続して住民登録。生活の本拠を当市におく。住民登録をして1年を経過していないもの。地域住民との交流を積極的に図ることができる者。購入してから6ヶ月以内に着手。市内に本店、支店又は営業所を有する事業者に発注
取得・改修	子育て住環境整備事業補助金	(1)補助内容:新たに3世代以上で同居するための住宅の新築、取得、改修に要する費用の一部を助成 (2)補助額(上限):2分の1以内の額(上限1,000千円) (3)主な要件等:3世代以上で構成され、交付申請時に中学生以下の子がいる方。H27.1.1以降は3世代同居しておらず、1年以上高山市民である世帯員がいる方。3年以上、3世代同居を続ける見込みの方 など

○飛騨市

支援項目	制度名	内容
取得	住宅新築・購入支援助成金	(1)補助内容:市内に住宅を建設又は購入した方への助成金 (2)補助額(上限):次に定める金額の合計(限度100万円)。①転入世帯40万円、②若年世帯(三世代等同居世帯を含む。)40万円、③若年世帯を除く三世代等同居世帯10万円、④若年世帯を除く新たな三世代等同居世帯30万円、⑤市内建築業者施工加算20万円。 (3)主な要件等:市内で住宅を取得し、市に住民登録されている新築者等。(転入世帯・若年世帯・三世代等同居世帯)
改修	移住促進住宅改修事業補助金	(1)補助内容:移住希望者が空き家を取得し改修する場合の一部補助 (2)補助額(上限):対象事業費の1/3以内・上限100万円 (3)主な要件等:H32.3までに転入、契約完了する工事。市内に2親等以内の親族を持たない方。5年以上居住見込みの方。市内の事業者等と契約する10万円以上(税込)の工事。
賃貸	賃貸住宅家賃補助金	(1)補助内容:登録借家等の家賃の一部補助 (2)補助額(上限):①転入世帯の月額家賃1/2以内(上限2万円/月)、②新婚世帯の月額家賃1/2以内(上限1万円/月)。いずれも上限36ヶ月。 (3)主な要件等:①転入後1年を経過しておらず45歳未満で公務員以外の方。②婚姻届を提出後1年を経過していない夫婦のうち、いずれかが40歳未満であり、かつ、いずれもが公務員以外の世帯。
賃貸	起業化促進補助金	(1)補助内容:起業に必要な附帯経費及び直接経費を補助 (2)補助額(上限):①新規起業事業費の2/3以内・上限100万円(中心市街

		地150万円)、②第二創業事業費の1/5以内・上限100万円(中心市街地150万円)、③事業所となる空き家・空き店舗の家賃の1/3以内・年額上限:20万円・最長2年間。 (3)主な要件等:市内に拠点を置き、起業する個人、中小企業者、NPO法人等で起業化計画の認定を受けた方。(一部対象外事業があり。)
--	--	---

○下呂市

支援項目	制度名	内容
賃貸	下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金	(1)補助内容:賃貸住宅の家賃の一部を補助 (2)補助額(上限):家賃の額の2分の1(上限月2万円)交付期間24月(2年間) (3)主な要件等:下呂市以外の地域から転入した者で、下呂市に住民登録をした日の年齢が55歳未満の方で、下呂市に住民登録した日から6月以内に補助金申請を行う方。また、地域住民との交流を積極的に行い、下呂市に引き続き5年以上生活の拠点として居住する意思のある方。
取得・改修	下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金	(1)補助内容:中古住宅の購入に要する経費の一部を補助 (2)補助額:購入に係る費用の5分の1の額(限度額50万円) (3)主な要件等:H27.4.1以降に下呂市以外の地域から転入した40歳未満の方で、転入日から起算して2年以内に売買契約が完了する方。地域住民との交流を積極的に行い、下呂市に引き続き5年以上生活の拠点として居住する意思のある方。 (1)補助内容:中古住宅の改修に要する経費の一部を補助 (2)補助額:改修に係る費用の2分の1の額(限度額30万円) (3)主な要件等:「中古住宅の購入経費補助」の(3)に同じ

○白川村

支援項目	制度名	内容
賃貸取得改修	空き家再生活用事業	(1)補助内容:空き家を住居として使用する場合に、その賃借費、購入費、改修費の一部について補助する (2)補助額(上限):①賃借費 月額家賃の1/3以内(上限15,000円/月、最長36ヵ月)②購入費 購入額の1/3以内(上限100万円)③改修費 改修に係る費用の1/2以内(上限300万円) (3)主な要件等:①住民登録等がある者又は登録予定の者 ②定住の意思がある者 ③地域住民との交流を積極的に行うことができる者 ④村税等の滞納がない者 これらを全て満たす者

(3) その他

○岐阜市

支援制度名	内容
住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業	(1)補助内容:賃貸住宅の空き家等のリフォームやコンバージョン(バリアフリー改修や用途変更工事など)に対して支援 (2)補助額(上限):対象経費の1/3 50万円/戸(他用途から賃貸住宅に用途変更する場合、100万円/戸) (3)主な要件等:住宅要件(住戸の床面積は原則25㎡以上など)、入居対象者(月額収入214,000円以下の高齢者世帯など)、上限月額家賃:81,000円、管理期間:事業完了後10年間以上、住宅情報の登録:居住支援協議会に対し対象住戸に係る情報を登録、対象地域:岐阜市 を全て満たすこと。
中古住宅に関する情報提供	中古住宅を広く流通させるため、不動産関係団体、住宅建築関係団体などと連携し、中古住宅に関わる情報を提供。(公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会、公益社団法人 全日本不動産協会岐阜県本部、岐阜県住宅供給公社、不動産ジャパンのホームページを市のホームページでリンク)

清流の国ぎふ憲章

～豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、
文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな
創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

(平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり県民会議)

岐阜県空家等対策協議会

〔事務局〕岐阜県都市建築部住宅課

(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁内)

TEL 058-272-1111 (内線 3657)

FAX 058-278-2783

E-mail c11659@pref.gifu.lg.jp